

道徳的責任の認識的条件から考える非難の妥当性

氏名：高口和也 所属：京都大学大学院文学研究科所属

喫煙や飲酒などの生活習慣によって病気に罹患した個人を非難することは認められるのか、という問いに対して、認められないという立場をとる論者は多い。この立場をとる1つの主張として、非難を伴う道徳的責任は行為者が行為に対して高いコントロール性を有していることをその条件として要求するが、生活習慣のような個人の生活環境に大きく影響されるような習慣的行為に対しては、個人はそのような高いコントロール性を有さない (Brown et al. 2019) というものが挙げられる。本発表は、この主張に反論を試みるものである。具体的には、行為の結果について無知であった者 (過失者) に対する非難可能性の議論を通して、道徳的責任が課せられるコントロール性の程度は Brown らが想定するものよりも低いことを示し、未来志向型の非難は正当化できると主張することである。

行為の結果に対して認識を有していることは、道徳的責任の要件を満たすための1つの要素として挙げられる。しかし、たとえ結果に対して無知であっても、無知に陥ったことに対して行為者に責任があると評価できる場合は、例外的に責任が課せられるべきだと考えられている (Rosen 2008)。例えば、医師が患者のカルテを確認せずに薬を処方した結果、患者がアレルギーを起こして死亡したとする。この場合、医師は処方の結果に対して無知であったが、無知に陥ったことについて責任があるといえる余地があるため、処方という行為に対して道徳的責任を負う可能性が考えられる。

この無知に陥ったことに対する責任条件として、ある行為をする (あるいはしない) ことによって無知に陥ることが合理的に予見可能であれば、責任を課すことができるという主張がある。この立場は我々の道徳実践に合致するため説得力がある。しかし、この立場に従うと、結果を認識することが行為者にとっては (主観的に) 不可能であったのにも関わらず、責任を負わされる状況が生じてしまうと Miller (2017) は指摘する。例えば、カルテを丁寧に確認したのにも関わらず、患者の情報を見落としのために誤った薬を処方してしまった医師は、無知に陥ることは (主観的に) 避けられなかったのにも関わらず、結果の予見は合理的に期待できるため、この立場に基づくと責任を負い、非難を受けることになる。

Miller はこのため、上のような責任条件を否定するが、非難の目的や機能から考えれば、必ずしもこの点は問題にならないと発表者は考える。むしろ、この立場をとることによって非難が認められる条件が部分的に確立され、認識の問題に限らず、どの程度のコントロール性が行為者にあれば非難が成立するかが明確になると考える。

非難には、加害者や共同体の他の人々に同じ悪行を差し控えさせることを目的とするような来志志向的側面がある (Bell 2012)。この種類の非難の妥当性に焦点を当てれば、重要なのは、加害者が結果の認識を (主観的に) 可能としていたか否かではなく、非難によって、将来的にその状況に直面する個人を特定の行為に動機づけることができるか否かである。従って、合理的に結果の予見が期待できることは、非難が認められる条件として十分だと考えられる。このように未来志向型の非難を捉え直すのであれば、コントロール性についても同様に、行為をある仕方にコントロールすることが合理的に期待できる場合、未来志向型の非難は認められると解釈できる。そしてこの過失に関する非難の議論を自己責任論に適用することにより、生活習慣によって病気に罹患する個人に対しても、健康的な生活を送ることが合理的に期待できる場合、未来志向型の非難は認められる余地があると言えるだろう。